

第3次匝瑳市行政改革大綱

平成28年2月25日策定

匝瑳市行政改革推進本部

目 次

ページ

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

第1部 総論

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 行政改革大綱策定の必要性和これまでの行政改革の取組 | 4 |
| 1 行政改革大綱策定の必要性 | 4 |
| 2 これまでの行政改革の取組 | 5 |
| 第2章 人口の推移と財政状況等 | 6 |
| 1 人口の推移 | 6 |
| 2 財政状況 | 6 |
| (1) 歳入 | 6 |
| (2) 歳出 | 8 |
| 3 財政推計 | 9 |
| 第3章 第3次行政改革大綱の策定の目的等 | 12 |
| 1 第3次行政改革大綱の目的 | 12 |
| 2 第3次行政改革大綱の推進体制 | 13 |
| 3 第3次行政改革大綱の計画期間 | 14 |
| 4 第3次行政改革大綱の見直し等 | 14 |
| 5 総括的数値目標 | 14 |

第2部 推進項目

| | |
|------------------------------------|----|
| I 持続可能な財政基盤の強化等 | 17 |
| II 協働・民間委託等の市の役割の再構築等 | 19 |
| III 組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等 | 21 |

第3部 実施計画

| | |
|----------------------------------|----|
| I 改革項目一覧表 | 26 |
| II 詳細 | 28 |
| 1 持続可能な財政基盤の強化等 | 28 |
| 2 協働・民間委託等の市の役割の再構築等 | 35 |
| 3 組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等 | 38 |

はじめに

第3次匝瑳市行政改革大綱（以下「第3次行政改革大綱」といいます。）は、第1部 総論・第2部 推進項目・第3部 実施計画の3部門で構成します。

各部門の概要は、次のとおりです。

第1部 総論

これまでの行政改革の経過、第3次行政改革大綱の目的等、今後の匝瑳市の行政改革における基本的な考え方等を定めています。

第2部 推進項目

行政改革を推進するため、「持続可能な財政基盤の強化等」、「協働・民間委託等の市の役割の再構築等」、「組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等」の3つの項目を設定し、それぞれの推進項目の基本的な考え方等を定めています。

第3部 実施計画

推進項目を実行するため、計画期間内における具体的な取組事項を定めています。

実施計画においては、行政改革に関する取組をわかりやすく提示するため、「改革項目」、「実施項目」、「実施予定年度」及び「主な実施担当課」を明確化しています。

また、実施計画に基づいて行政改革の進行管理を行っていくものとします。

第1部 総論

第1章 行政改革大綱策定の必要性和これまでの行政改革の取組

1 行政改革大綱策定の必要性

匝瑳市では、これまで最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて様々な行政改革を行い、その結果、財政の硬直化の程度を示す経常収支比率（注1）は、合併時の99.9%（平成17年度）から87.0%（平成26年度）に12.9ポイント改善する等、一定の成果を上げることができました。

しかし、今後は、歳入の大きな割合を占める地方交付税（注2）は国の合併に伴う財政支援期間が終了し、平成33年度には平成27年度を基準に試算した場合に約4.6億円が減額すると見込まれ、更に、人口減少社会の本格的な到来による生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等により匝瑳市の一般財源が大きく減収となることや公債費の増加等による歳出増加等厳しい財政状況が予想されます。

もし、このような財政状況下において、今後、特段の節減努力や財源対策を行わなかった場合には、将来的には財政調整基金（注3）も底をつき、多くの市民サービスの継続に支障が生じることとなり、市民生活に影響が及ぶ可能性があります。

さらに、公共施設の老朽化への対応、国民健康保険事業の財政健全化のための特別繰出金や病院事業の経営安定化のための基準外繰出に対する対応等の様々な課題の中で人口減少社会に対応した行政運営を行っていく必要があります。

このような状況下、匝瑳市総合計画基本構想に掲げた将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」の実現に向けて、匝瑳市総合計画後期基本計画に基づく重点施策や、真に必要とされる行政サービスに対して限られた経営資源を効果的に配分するため行政改革を推進していくことが不可欠です。

そのため、行政改革を継続してより着実に推進するために、平成24年度に策定した第2次匝瑳市行政改革大綱（以下「第2次行政改革大綱」といいます。）の推進期間中の平成27年度において、第3次行政改革大綱を策定するものです。

注1 経常収支比率：「経常経費充当一般財源」÷「経常一般財源総額」×100で求められる地方財政の弾力性を表す指標のことです。毎年継続して支出される扶助費、人件費、公債費等の義務的な経常的経費（一般財源）に対して、市税や地方交付税等の経常的歳入がどの程度充当されたかを示す割合のことです。この数値が高いほど財政構造が弾力性を失い、硬直化しています。

注2 地方交付税：地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財政力格差を調整し、全ての団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障するために行う地方財政調整制度です。国税として国が徴収し、地方公共団体に再配分する地方公共団体の固有財源です。地方公共団体独自の判断で自由に使える一般財源として交付されます。

注3 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金のことです。ある年度で財源が不足する場合に当該不足額を埋めるため等の場合に限り、取り崩すことができます。

2 これまでの行政改革の取組

匝瑳市では、合併に伴う国の財政支援期間の終了による地方交付税の減少等に伴う厳しい財政状況を見据えて、合併直後の平成18年度に匝瑳市行政改革大綱（以下「第1次行政改革大綱」といいます。）を策定し、行政改革に取り組みました。

第1次行政改革大綱の推進期間終了後も匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）、第2次行政改革大綱を策定し、継続的に効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて様々な行政改革を行ってきました。

その取組は、職員数の削減、民間委託等の推進、給与の適正化等の改革をはじめ、未利用市有地の売却、広報そうさ等への広告掲載等の歳入の強化、あるいは自主防犯組織との協働等多岐にわたっています。

| 名称・推進期間 | 効果額(百万円) | 主な取組事項 |
|---|-----------------------|--|
| 第1次行政改革大綱 (推進期間 平成18年度～平成22年度) | 1,963 | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員数の削減 2 事務事業の見直し 「枠配分方式」(注4)の導入による事務事業の見直し 3 民間委託等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の導入 コミュニティセンター(9施設)、ふれあいパーク八日市場 等 ○ 民営化 養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡・民営化 ○ 業務委託 市バスの運転業務を全面委託等 4 給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○ 管理職手当の10%削減、特殊勤務手当の11手当を廃止、6手当の減額 等 5 歳入の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 未利用市有地の売却 ○ 広報そうさ等に広告を掲載 |
| 匝瑳市行政改革大綱 (平成23年度版) (推進期間 平成23年度) | 453 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次行政改革大綱の取組事項の継続 ○ 第3セクターの見直し 匝瑳市土地開発公社の解散 |
| 第2次行政改革大綱 (推進期間 平成24年度～平成27年度) | 478 (平成26年度までの実績額) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次行政改革大綱の取組事項の継続 ○ 国民健康保険特別会計の財政健全化 ○ 病院事業の経営健全化 ○ 学校給食センターの統合 ○ 自主防犯組織との協働等 ○ 匝瑳市市民協働指針の策定 |

注4 枠配分方式：その年度に見込まれる予算枠をあらかじめ各課に配分し、その範囲内で予算編成をする方式です。

第2章 人口の推移と財政状況等

1 人口の推移

平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した最新の「日本の地域別将来推計人口」を基に平成31年の匝瑳市の人口を推計すると表1のとおりとなります。

平成31年の匝瑳市の総人口は、約35,600人と、平成22年に比べ、約4,200人(約10.6%)減少すると推計しています。

また、平成31年の65歳以上の人口は平成22年よりも約1,300人増加し、約12,300人となり、高齢化率は35%程度となる見通しです。

一方、平成31年の15歳未満の人口は平成22年よりも約1,000人減少し、約3,600人となる見通しです。生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は、平成22年の約24,200人から、平成31年には約19,700人となり約4,500人減少すると予測しています。

表1 人口の推移

| | 平成22年(実績値) | | 平成27年(推計値) | | 平成31年(推計値) | |
|--------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総人口 | 39,814人 | | 37,424人 | | 35,572人 | |
| 0-14歳 | 4,632人 | 11.6% | 4,004人 | 10.7% | 3,561人 | 10.0% |
| 15-64歳 | 24,177人 | 60.7% | 21,498人 | 57.4% | 19,745人 | 55.5% |
| 65歳以上 | 10,952人 | 27.5% | 11,922人 | 31.9% | 12,266人 | 34.5% |
| 年齢不詳 | 53人 | 0.1% | | | | |

(資料 匝瑳市総合計画後期基本計画)

2 財政状況

(1) 歳入

① 市税及び地方交付税の状況

歳入の大きな割合を占める市税と地方交付税のうち、市税は平成24年度までは景気低迷等により減少傾向にありましたが、平成25年度には固定資産税等の増加により39億円台に回復し、平成26年度も39億円台を維持しています。

また、地方交付税は国の合併に伴う財政支援である合併算定替(次ページ参照)の期間中ではありますが、平成23年度以後減少傾向にあります。

表2 市税、臨時財政対策債、地方交付税の推移

単位：百万円

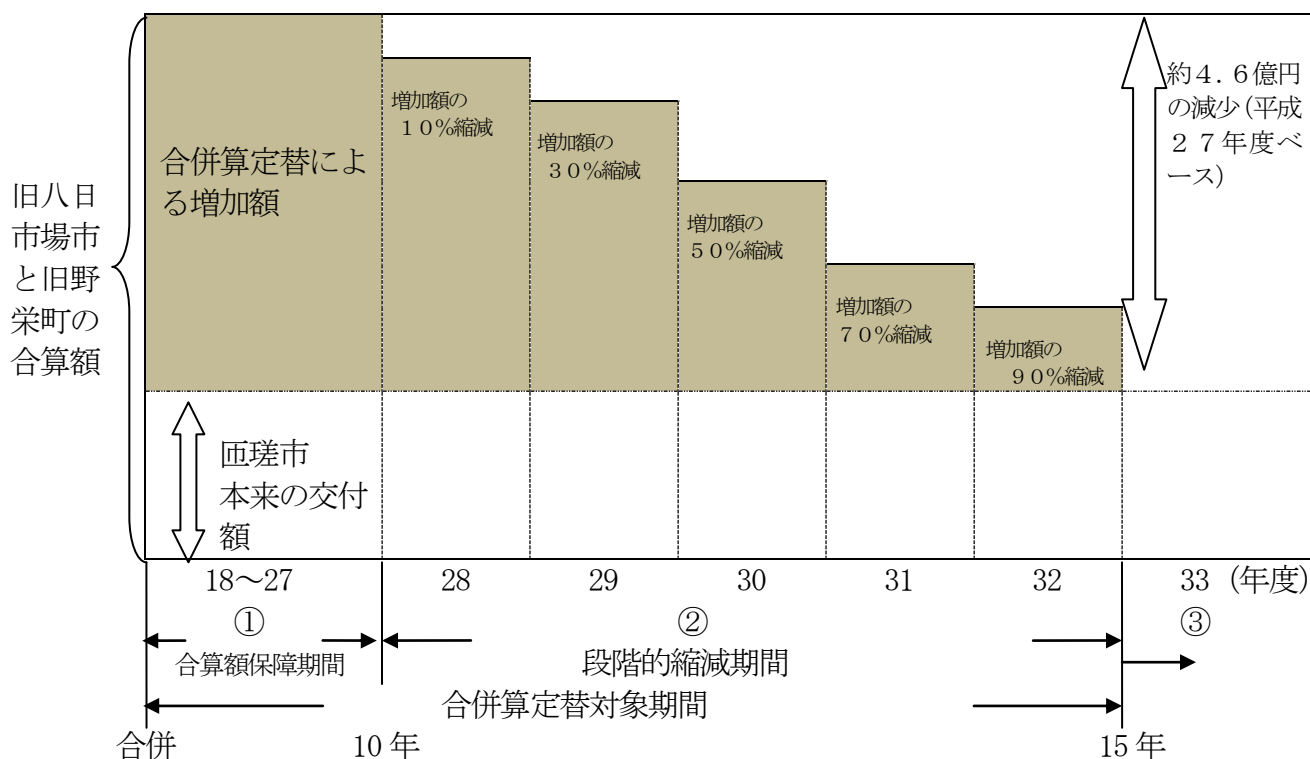
| 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市税 | 3,821 | 3,842 | 3,797 | 3,909 | 3,906 |
| 臨時財政対策債(注5) | 997 | 723 | 709 | 711 | 662 |
| 地方交付税 | 5,051 | 5,118 | 4,921 | 4,875 | 4,789 |
| 合計 | 9,869 | 9,683 | 9,427 | 9,495 | 9,357 |

(資料 地方財政状況調査)

注5 臨時財政対策債：地方全体の財源不足の補填措置として設けられた特例地方債(赤字地方債)のことです。発行は個々の地方公共団体が行います。しかし、その償還費の全額が後年度に交付税措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみなすことができます。

(参考)

合併算定替による地方交付税の推移 (イメージ)



合併算定替・・・合併による不利益を被ることのないようにする国の地方交付税算定上の財政支援制度です。

- ① 合併後10年間 合併前の旧市町ごとに算定した交付税額の合算額を保障します。
- ② 合併後11年目～15年目 段階的に増加額が縮減される期間です。
- ③ 合併後16年目～ 合併後の匠瑛市本来の交付額となります。

② 基金の状況

一般家庭の預貯金に相当する財政調整基金は、平成22年度末に13億1千8百万円でしたが、平成26年度末には27億3百万円に増加しています。

また、特定の目的のための基金である減債基金（注6）やその他の基金も、平成22年度末と比較して平成26年度末の基金額は増加しています。

表3 基金の年度末現在高の推移 単位：百万円

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金 | 1,318 | 1,624 | 1,844 | 2,181 | 2,703 |
| 減債基金 | 125 | 185 | 185 | 155 | 155 |
| その他の基金 | 1,840 | 2,236 | 2,601 | 3,244 | 2,793 |
| 合計 | 3,283 | 4,045 | 4,630 | 5,580 | 5,651 |

備考 この表の「その他の基金」とは、次の基金のことをいいます。

社会福祉振興基金、ふるさと振興基金、スポーツ推進基金、地域振興基金、育英資金貸付基金、土地開発基金、学校施設整備基金（～平成25年度）、東日本大震災復興基金（平成24年度～）、東日本大震災復興交付金基金（平成24年度～）

(2) 歳出

歳出面では、義務的経費（注7）は平成22年度に63億8千万円であったものが、平成26年度は、66億3千6百万円と、2億5千6百万円増加しています。この間、職員数の削減等により人件費が減少しましたが、一方で、高齢化の進展、福祉サービスの需要の増加等により扶助費（注8）が増加しています。

また、行政の執行上欠くことのできないものとして毎年継続して支出される経常的経費（注9）は、増加傾向にあります。

表4 経常的経費、義務的経費の推移 単位：百万円

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経常的経費 | 10,564 | 10,913 | 10,896 | 10,994 | 10,985 |
| 義務的経費 | 6,380 | 6,600 | 6,581 | 6,516 | 6,636 |
| うち扶助費 | 2,223 | 2,444 | 2,542 | 2,614 | 2,800 |
| うち人件費 | 2,760 | 2,767 | 2,621 | 2,488 | 2,517 |
| うち公債費 | 1,397 | 1,389 | 1,418 | 1,414 | 1,319 |

（資料 地方財政状況調査）

注6 減債基金：公債を漸次償還する目的で積み立てられる積立金のことです。

注7 義務的経費：支出が制度的に義務づけられ、任意に削減できない扶助費、人件費及び公債費の経費のことをいいます。

注8 扶助費：生活保護や福祉制度に要する費用のことをいいます。

注9 経常的経費：扶助費、人件費、公債費、物件費、補助費等、維持補修費等の経費のことをいいます。

3 財政推計

この財政推計は平成27年度の制度、施策等を原則とし、特段の歳入確保や歳出削減の取組を講じないことを前提として、11ページの「財政推計の条件」を基に推計したもので、実際の財政運営とは異なります。

(歳入)

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 増減率 | | 増減率 | | 増減率 | | 増減率 |
| 自主財源 | 5,219 | 5,081 | △ 2.6 | 5,045 | △ 0.7 | 4,798 | △ 4.9 | 4,770 | △ 0.6 |
| 市税 | 3,810 | 3,732 | △ 2.0 | 3,671 | △ 1.6 | 3,580 | △ 2.5 | 3,548 | △ 0.9 |
| 分担金及び負担金 | 358 | 354 | △ 1.1 | 350 | △ 1.1 | 345 | △ 1.4 | 341 | △ 1.2 |
| 繰入金 | 241 | 308 | 27.8 | 465 | 51.0 | 318 | △ 31.6 | 331 | 4.1 |
| 繰越金 | 392 | 274 | △ 30.1 | 150 | △ 45.3 | 150 | 0.0 | 150 | 0.0 |
| 自主財源その他 | 418 | 413 | △ 1.2 | 409 | △ 1.0 | 405 | △ 1.0 | 400 | △ 1.2 |
| 依存財源 | 10,840 | 10,032 | △ 7.5 | 9,190 | △ 8.4 | 8,998 | △ 2.1 | 9,403 | 4.5 |
| 地方交付税 | 4,895 | 4,538 | △ 7.3 | 4,606 | 1.5 | 4,567 | △ 0.8 | 4,532 | △ 0.8 |
| 国県支出金 | 2,880 | 2,715 | △ 5.7 | 2,510 | △ 7.6 | 2,406 | △ 4.1 | 2,435 | 1.2 |
| 市債 | 2,095 | 1,810 | △ 13.6 | 1,107 | △ 38.8 | 927 | △ 16.3 | 1,352 | 45.8 |
| 依存財源その他 | 970 | 969 | △ 0.1 | 967 | △ 0.2 | 1,098 | 13.5 | 1,084 | △ 1.3 |
| 歳入合計 ① | 16,059 | 15,113 | △ 5.9 | 14,235 | △ 5.8 | 13,796 | △ 3.1 | 14,173 | 2.7 |

(歳出)

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 増減率 | | 増減率 | | 増減率 | | 増減率 |
| 人件費 | 2,496 | 2,453 | △ 1.7 | 2,492 | 1.6 | 2,501 | 0.4 | 2,475 | △ 1.0 |
| 扶助費 | 2,978 | 2,858 | △ 4.0 | 2,796 | △ 2.2 | 2,736 | △ 2.1 | 2,675 | △ 2.2 |
| 公債費 | 1,417 | 1,454 | 2.6 | 1,576 | 8.4 | 1,614 | 2.4 | 1,689 | 4.6 |
| 物件費 | 1,855 | 1,795 | △ 3.2 | 1,828 | 1.8 | 1,828 | 0.0 | 1,828 | 0.0 |
| 補助費等 | 2,022 | 1,955 | △ 3.3 | 1,959 | 0.2 | 1,919 | △ 2.0 | 1,919 | 0.0 |
| 繰出金 | 1,488 | 1,482 | △ 0.4 | 1,465 | △ 1.1 | 1,376 | △ 6.1 | 1,379 | 0.2 |
| 投資的経費 | 2,764 | 2,326 | △ 15.8 | 1,340 | △ 42.4 | 1,033 | △ 22.9 | 1,439 | 39.3 |
| その他 | 489 | 489 | 0.0 | 478 | △ 2.2 | 488 | 2.1 | 468 | △ 4.1 |
| 歳出合計 ② | 15,509 | 14,812 | △ 4.5 | 13,934 | △ 5.9 | 13,495 | △ 3.2 | 13,872 | 2.8 |

(収支等及び基金残高)

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 形式的収支(①-②) ③ | 550 | 301 | 301 | 301 | 301 |
| 財政調整基金積立金 ④ | 276 | 151 | 151 | 151 | 151 |
| 繰越金(③-④) | 274 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 財政調整基金残高 | 3,023 | 3,044 | 2,769 | 2,641 | 2,500 |
| 特定目的基金等残高 | 2,332 | 2,310 | 2,302 | 2,293 | 2,284 |

平成27年度から平成31年度までの5年間について、市の歳入歳出を推計した結果、平成27年度と平成31年度の推計を比較すると、歳入では一般財源である市税と地方交付税が6億2千5百万円減少する見込みです。また、扶助費や投資的経費の減少に伴って国県支出金や市債も大幅に減少する見込みです。

歳出では、人口減少に伴って扶助費は減少し、投資的経費も大規模な合併特例事業が終了すること等から大幅に減少する見込みです。公債費は合併特例事業債の償還額が増加すること等から、増加する見込みとなっています。

(参考)

財 政 推 計 の 条 件

○歳入

| 区 分 | 条 件 |
|---------------|--|
| 市 税 | 平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は生産年齢人口推計を勘案して算出する。 |
| 分担金及び負担金 | 平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は総人口推計に基づき算出する。 |
| 繰 入 金 | 社会福祉振興基金を毎年度1,500万円繰り入れる。ふるさと振興基金繰入金はふるさと納税寄附金見込額を基に算出する。財政推計における決算剰余金が3億円程度となるよう財政調整基金繰入金を算出する。 |
| 繰 越 金 | 決算剰余金の2分の1を下らない金額を財政調整基金に積立て、残額を翌年度の繰越金とする。 |
| 自主財源 そ の 他 | 使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入を計上する。使用料及び手数料、諸収入は平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は総人口推計に基づき算出する。財産収入及び寄附金は平成27年度決算見込額と同額で算出する。 |
| 地方交付税 | 普通交付税は平成27年度算定基準を基本に、平成28年度以後は平成27年度国勢調査人口の見込人数、合併算定替の段階的縮減、合併特例債や臨時財政対策債の公債費算入等を勘案して算出する。 |
| 国県支出金 | ここ数年の性質別歳出決算額に対する割合を基に、平成28年度以後の性質別歳出の推計に当てはめて算出する。 |
| 市 債 | 主要個別事業計画や普通建設事業の見込みを基に、その事業財源として見込まれる起債額を算出する。 |
| 依存財源 そ の 他 | 各種地方譲与税、地方交付金を計上する。原則として平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は総人口推計に基づき算出する。ただし、地方消費税交付金は平成29年度以後地方消費税増税の影響を勘案し、また、自動車取得税交付金は同年度以後廃止を見込む。 |

○歳出

| 区 分 | 条 件 |
|---------|---|
| 人 件 費 | 一般職及び特別職職員の人件費は平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後退職者数、採用職員数を見込み算出する。報酬は、平成27年度決算見込額と同額で算出する。 |
| 扶 助 費 | 平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は総人口推計、年少人口推計、65歳以上人口推計に基づき算出する。 |
| 公 債 費 | 過去に借り入れた市債の元利償還額に、平成27年度以後の借入見込額に伴う元利償還金額を加算して推計する。 |
| 物 件 費 | 平成27年度決算見込額と同額で算出し、平成29年度以後は地方消費税の増税を見込む。 |
| 補 助 費 等 | 一部事務組合への負担金は平成28年度要求額を基本とし、平成29年度以後同額で算出する。その他の補助金や負担金等はここ数年の動向を基に平成28年度見込額を算出し、平成29年度以後同額で算出する。 |
| 繰 出 金 | 平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後は総人口推計、65歳以上人口推計に基づき算出する。 |
| 投資的経費 | ここ数年の普通建設事業の動向や主要個別事業計画を基本に算出し、平成29年度以後は地方消費税の増税を見込む。 |
| そ の 他 | 維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金を計上する。 維持補修費、積立金、貸付金は平成27年度決算見込額を基本に、平成28年度以後同額で算出する。投資及び出資金は病院事業会計への出資金を勘案し算出する。 |

第3章 第3次行政改革大綱の目的等

1 第3次行政改革大綱の目的

厳しい財政状況下において匝瑳市総合計画基本構想の将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」を実現し、未来の市民に活力ある匝瑳市として引き継ぐためには、人口減少社会の本格的な到来等による匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる地方創生への取組等の様々な行政課題に対応し、限られた財源を有効に活用した持続可能な行政運営を図っていかねばなりません。

第3次行政改革大綱の推進期間においては、匝瑳市総合計画基本構想の将来都市像を実現するための匝瑳市総合計画後期基本計画に基づく政策の展開と、行政改革大綱に基づく財政の健全化の一見相反する要請に対応するための行政運営を職員一人ひとりが図っていく必要があります。

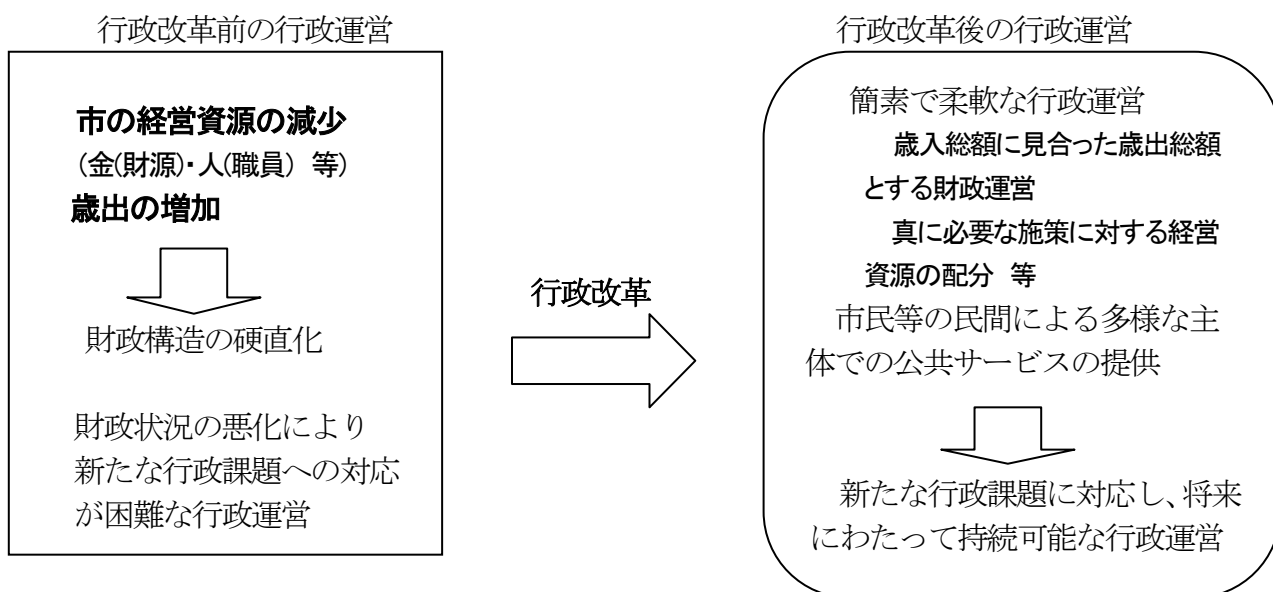
また、これまでは主に行政のみが「公共」を担い、「公共サービス」を提供していましたが、これからは市民をはじめとする多様な主体が「公共」を担い、行政と役割分担し、相互理解の上で責任を担い合い、連携することにより、まちづくりの課題を解決していく取組も進めていく必要があります。

このようなことを踏まえ、持続可能な行政運営を実現するため第3次行政改革大綱を策定するものとし、その目的は「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」とします。

第3次行政改革大綱の目的

「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」

行政改革による行政運営の転換のイメージ図



2 第3次行政改革大綱の推進体制

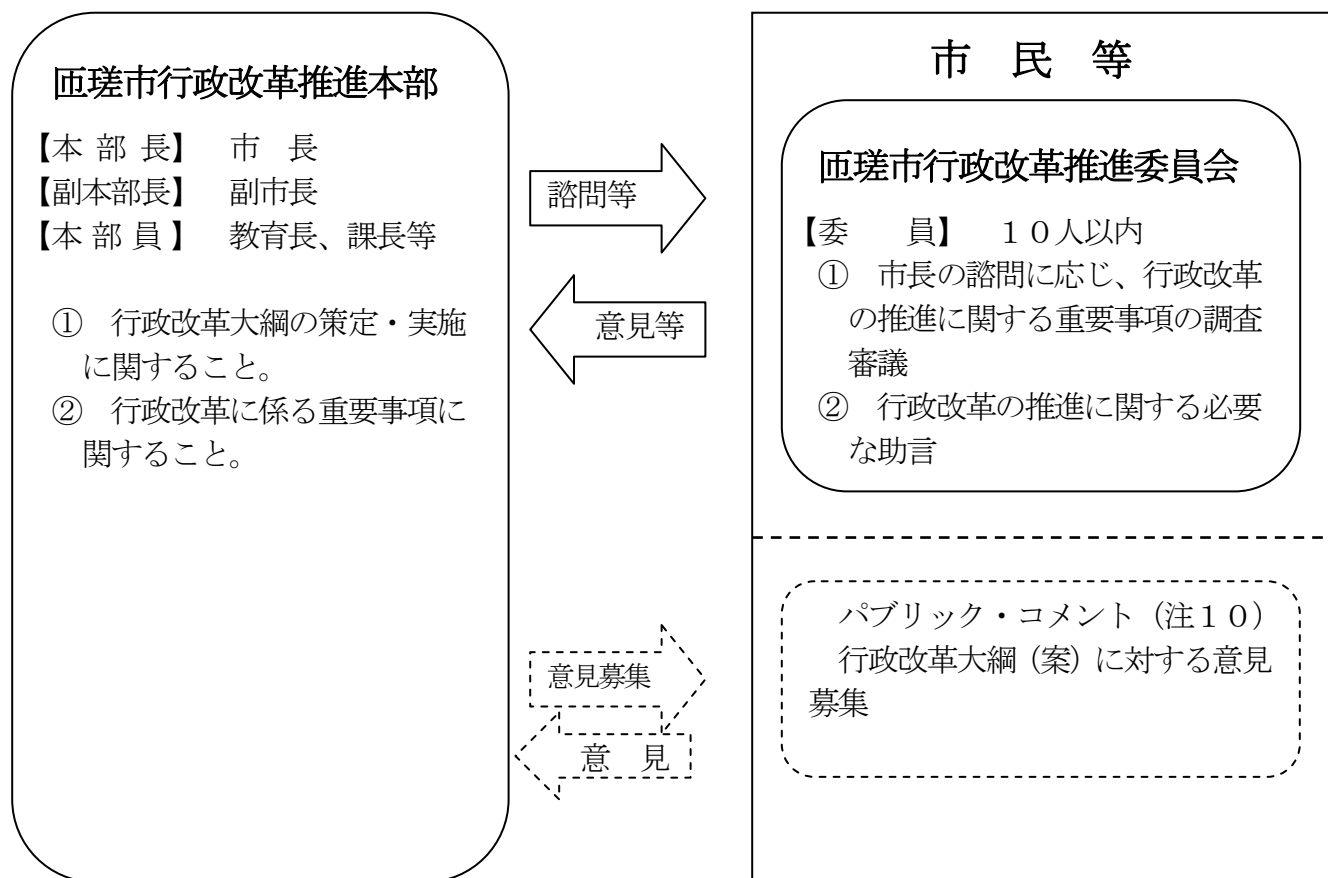
(1) 匝瑳市行政改革推進本部

市長を本部長とする匝瑳市行政改革推進本部において第3次行政改革大綱を策定するとともに、行政改革を推進します。

(2) 匝瑳市行政改革推進委員会

行政改革に市民等の意見を反映させるため、匝瑳市行政改革推進委員会を設置します。

匝瑳市行政改革推進委員会は、市長の諮問等に応じて、行政改革大綱の審議等の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進について市長に対し必要な助言を行うことができる機関です。



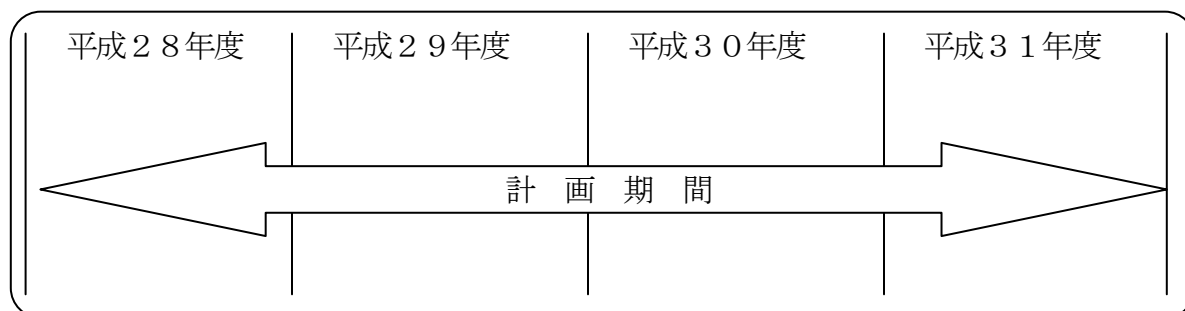
注10 パブリック・コメント：施策、条例等を決定するに当たり、その原案を広く一般に公開し、その結果得られた意見等を踏まえて意思決定する制度のことをいいます。

3 第3次行政改革大綱の計画期間

行政改革は、匝瑳市総合計画基本構想の将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」を実現し、未来の市民に活力ある匝瑳市として引き継ぐために推進するものです。

また、匝瑳市総合計画後期基本計画（平成28年度～平成31年度）は、匝瑳市総合計画基本構想を実現するための計画です。

そのため、第3次行政改革大綱の計画期間については、匝瑳市総合計画後期基本計画との整合を図り、平成28年度から同計画の計画期限である平成31年度までの4年間とします。



4 第3次行政改革大綱の見直し等

社会情勢の変化等による第3次行政改革大綱の見直しに当たっては、パブリック・コメントの実施等により、市民等の意見を聴取するものとします。

第3次行政改革大綱の見直しの過程又は行政改革の進捗状況については、速やかに広報紙及びホームページを通じて市民に公表するものとします。

5 総括的数値目標

第3次行政改革大綱の総括的数値目標を次のとおり設定します。

計画期間（平成28年度～平成31年度）の各年度における経常収支比率の80%台の維持
平成31年度末における財政調整基金残高の30億円台の確保

参考

平成26年度 経常収支比率 87.0%

平成26年度末 財政調整基金残高 27億円

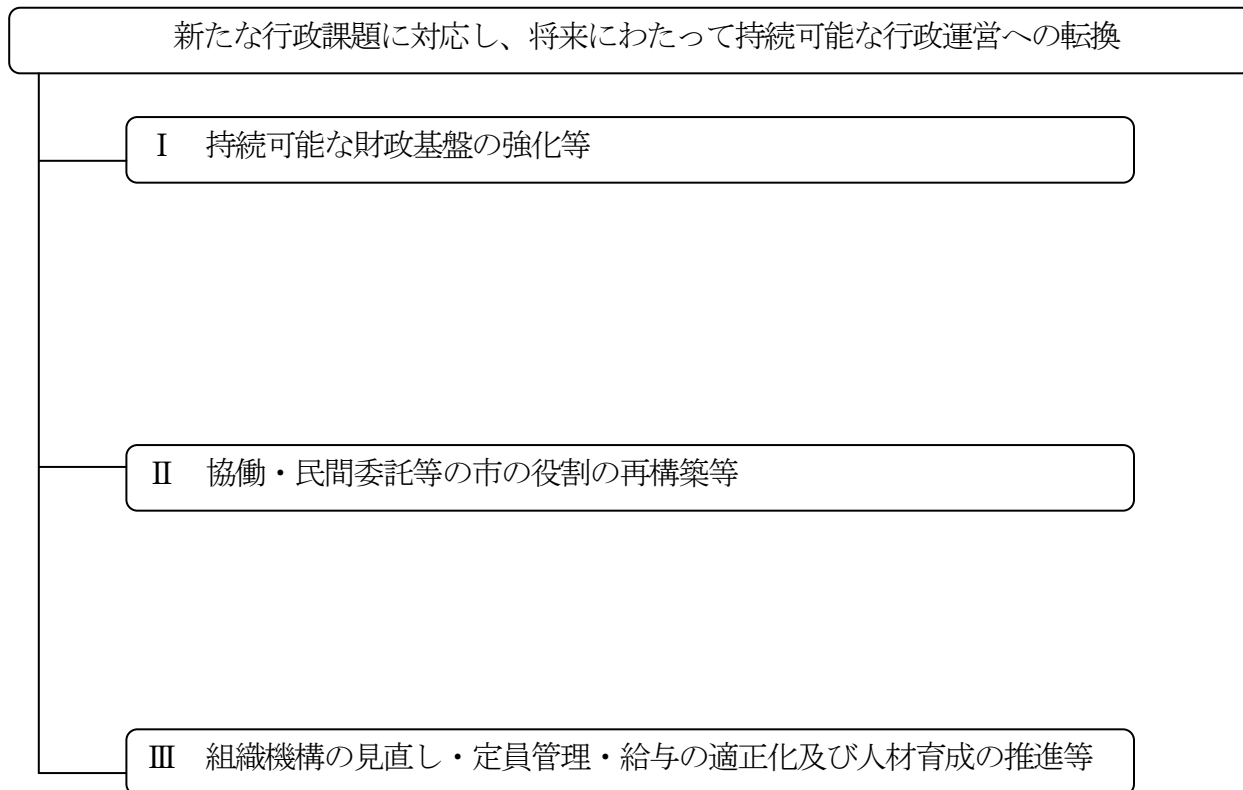
経常収支比率… 「経常経費充当一般財源」÷「経常一般財源総額」×100で求められる地方財政の弾力性を表す指標のことです。詳細は、4ページの注1を参照願います。

第 2 部 推進項目

第2次行政改革大綱では、厳しい財政状況の中でも、財政調整基金を着実に積み立てることができたこと等、将来負担の軽減を図ることができました。

このため、基本的には第2次行政改革大綱に掲げた取組を推進するとともに、新たに匝瑳市財政健全化計画の実施等の取組も推進していきます。

第3次行政改革大綱の体系



I 持続可能な財政基盤の強化等

1 財政基盤の強化等

持続可能な行政運営を行っていくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政基盤を計画的に確立していくことが必要です。

そのための具体的な計画として策定した匝瑳市財政健全化計画に基づき、持続可能な財政基盤を確立していくものとします。

第3次行政改革大綱は、匝瑳市財政健全化計画等と連携を図り、次に掲げる事項を実現していくものとします。

(1) 歳入確保の取組

市の歳入の根幹となる市税収入を確保するため、引き続き、匝瑳市市税等滞納整理対策本部において策定した匝瑳市市税等徴収計画を推進し、市民負担の公平性確保の観点から、納税に応じない滞納者については滞納処分を行う等、滞納額の削減を図るものとします。

また、介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金についても各課の連携強化等により収入に努めるものとします。

なお、安定した行政運営を行うため、受益者負担の原則を徹底し、使用料・手数料の見直し、負担の適正化を図るとともに、広報紙等の広告利用の促進等、自主財源の確保に努めるものとします。

主な取組事項

- (ア) 市税収入の確保
- (イ) 税外収入の確保
- (ウ) 受益者負担の適正化

(2) 歳出削減の取組

歳入に見合った歳出構造とする財政運営を図るため、予算編成過程等を通じて、事業の必要性、行政の関与や実施主体の在り方、実施手段の有効性及び効率性（費用対効果）等を判断し、事務の効率化や経費削減等の事務事業の見直しを実施するものとします。所期の目的を達成した事務事業や、公共利益の増進に資する業務である公共サービスとして市が行う必要のないものについては、事務事業の廃止等を図るものとします。

経常的経費を中心とした枠配分方式による予算編成を継続する中において、補助金等の整理合理化等も図るものとします。

また、国民健康保険事業の財政健全化に対する特別繰出金や病院事業の経営安定化のための基準外繰出等が多額になることが予想されます。そのため、国民健康保険事業や病院事業の健全化に取り組むものとします。

主な取組事項

- (ア) 事務事業の見直し
- (イ) 経常的経費の削減
- (ウ) 投資的経費の抑制

2 匝瑳市公共施設等総合管理計画の実施

匝瑳市の保有する施設においては、建築年数が経過し老朽化が進行したものが多くあります。今後、これらの施設の安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が想定されます。しかし、匝瑳市の厳しい財政事情では、施設の新設による対応が困難な状況にあります。

そのため、匝瑳市が管理運営している公共施設の必要性、維持管理に要する経費、施設の老朽化の状況等を把握・分析した匝瑳市公共施設等総合管理計画により長期的な視点に立った公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うものとします。

3 一部事務組合に対する行政改革の要請

匝瑳市が構成団体となっている匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匝水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合等に対して、事務事業の在り方等の行政改革の推進について要請し、負担金の抑制につながるよう働きかけをしていきます。

II 協働・民間委託等の市の役割の再構築等

行政のみで全ての公共サービスを提供することには限界があります。

そのため、公共サービスの提供主体について、行政の責任領域に留意しながら、行政と民間の役割の見直しを進めるものとします。

また、公共サービスの提供主体について行政と民間の役割を見直す中において、本来、行政が提供すべき公共サービスを選別し、その公共サービスに対して集中的に行政資源を配分するものとします。

1 協働の推進

匠瑳市においては、これまでも、自治会、自主防犯組織、自主防災組織等の地域活動組織の設立や支援を行うとともに、これらの地域活動組織と協働して地域防災力の強化や安心安全なまちづくりを推進する等、行政のみが公共サービスの担い手となるのではなく、市民、ボランティア団体、企業その他の民間が主体となって公共サービスの担い手となる協働のまちづくりを推進してきました。

また、企業と災害時における物資供給に関する協定等を締結する等、災害時における対応や高齢者支援等の様々な分野において、団体や企業等との連携協力を図ってきました。

匠瑳市総合計画後期基本計画では基本目標5に「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」を掲げています。

この目標を実現するため、今後も、企業との災害時における協定等、様々な分野における団体や企業等との連携協力を拡大・充実するとともに、地域活動組織の設立や支援を継続し、地域における自治の強化を図り、自助、共助を推進し、これらの地域活動組織や市民、ボランティア団体、NPO、企業その他の民間が公共サービスの担い手となり、行政からだけでなく多角的に公共サービスが提供される体制の構築を目指し、協働によるまちづくりを推進します。

なお、民間との協働に当たっては、行政の責任領域や行政と民間の役割を検証し、行政が単独で公共サービスを提供するよりも、民間が効率的又は効果的に公共サービスが提供できる場合においては、協働に対する目的を共有した上で、事務事業の共同実施、事務事業の委託、市の施設設備の提供等の様々な手法により協働を進めるものとします。

また、協働は、市が目指す協働の在り方や推進方法等を明らかにした匠瑳市市民協働指針等に基づき推進するものとし、協働を推進するための庁内体制の連携強化を行うものとします。

主な取組事項

- (ア) 匠瑳市市民協働指針等による協働の推進
- (イ) 協働を推進するための庁内体制の連携強化

2 民間活力の活用

匠瑳市では、これまでも、経費削減及び公共サービスの向上を図る視点から、正規職員が行っていく方式（直営方式）であることの必要性を検証した上で、直営方式で実施しなくても適切に公共サービスを提供できる場合は、民間委託や、ふれあいパーク八日市場、就労支援事業所ほほえみ園等の11施設に指定管理者制度を導入する等の民間活力の活用を図ってきました。

今後も、公共サービスの提供主体について検証し、経費面だけではなく、公共サービスの質及び量の確保と向上を重視し、簡素で効率的な行政運営を実現するために、引き続き、民間委託や指定管理者制度等の民間活力の活用を進めるものとします。

なお、民間活力の活用にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項等の透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務に十分留意し、必要な措置を講ずるものとします。

主な取組事項

- (ア) 民間委託、指定管理者制度等による民間活力の活用の推進
- (イ) 市税等の徴収部門における電話催告の民間委託の実施

3 情報提供の推進

協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政が情報を共有することが必要となります。

そのため、市民への説明責任を果たすとともに、市民、ボランティア団体、NPO、企業その他多様な主体との協働や市民の市政への参画を進めるため、広報紙、ホームページ等により市の施策や現状等の行政情報の提供に努めるものとします。

また、市の財政状況に係る説明責任の向上を図るためには、市民が財政状況を総合的に把握できるような情報を、わかりやすい方法で提供することが必要となります。

このため、歳入歳出の状況や各種の財政指標等を広報紙、ホームページ等により公表し、財政状況の積極的な公表を行うものとします。

主な取組事項

- (ア) 広報紙、ホームページ等による行政情報の提供
- (イ) 広報紙、ホームページによる審議会等の審議結果の公表
- (ウ) 広報紙、ホームページ等による市の財政状況のわかりやすい形での積極的な公表

Ⅲ 組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等

1 組織機構の見直し

行政のスリム化に対する取組を進める一方で、真に必要な施策を確実に推進していくためには、限られた経営資源を必要な施策に重点的に配分すること及び業務を効率的に遂行できる機能的な組織機構の構築が必要です。

そのため、組織機構の肥大化を招かないことを原則として、職員数の抑制が公共サービスの低下を招かないように行政需要の変化に対応した行政運営を推進できる柔軟な組織機構の充実に努めるものとし、班及び室については行政需要の変化等に対応し、速やかに、統合・廃止等の見直しを行います。

また、附属機関等の設置に当たっては、既存の附属機関等の活用を図ることで、附属機関等の肥大化を招かないよう留意するものとします。

主な取組事項

- (ア) 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
- (イ) 既存の附属機関等の活用

2 定員管理

合併直後の匝瑳市の職員数は、平成18年4月1日では379人（病院事業会計に属する全ての職員150人を除く。）でした。

匝瑳市定員適正化計画（平成19年度～平成23年度）、第2次匝瑳市定員適正化計画（平成24年度～平成27年度）に基づき、継続的かつ計画的に定員の適正化を行ってきた結果、平成27年4月1日現在では302人（病院事業会計に属する全ての職員163人を除く。）となっています。（削減数▲77人、削減率▲20.3%）

今後も、国の制度改正等による行政需要の変化や事務事業の見直し等に合わせて、公共サービスの水準確保に留意しつつ、引き続き、定員の適正な管理を行っていく必要があります。

そのため、病院事業会計に属する全ての職員を除いた職員を対象として、第3次匝瑳市定員適正化計画に基づき、定員の適正な管理を図るものとします。また、同計画の計画期間は、第3次行政改革大綱との整合を図る上から平成28年度から平成31年度までの4年間とし、具体的な数値目標を示した計画として策定します。

なお、病院事業会計に属する職員の定員管理については、病院事業の健全化の取組と併せて行うものとします。

主な取組事項

- 第3次匝瑳市定員適正化計画の策定・実施

3 臨時職員等・任期付職員の活用

許認可や税の賦課徴収等の公権力の行使に係る事務事業や施策立案に関する事務事業等、職員が行わなければならない事務事業については、職員の配置転換により対応します。

また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務量の増加が職員数の増加に繋がらないようにするため、臨時職員及び嘱託職員（以下「臨時職員等」といいます。）を活用するとともに、必要に応じて地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員を活用します。

主な取組事項

臨時職員等・任期付職員の活用

4 給与の適正化及び人材育成の推進等

(1) 給与の適正化等

今までと同様に、職員の給与（給与は、給料と手当で構成）は、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意し、引き続き、次の考え方を原則として縮減等の適正化を推進するものとします。

ア 常勤特別職職員の給与適正化

常勤特別職職員である市長、副市長及び教育長の給与は、今まで減額措置を実施しています。平成28年度以後も、これまでの成果等を勘案し、必要に応じて減額措置等の実施を図るものとします。

イ 一般職職員の給与適正化

一般職職員の給料は、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意し、適正化を図るものとします。

手当についても、給料と同様に、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意し、適正化を図るものとします。

時間外勤務については、人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、毎週水曜日をノー残業デーとして実施する等により抑制を進めています。

今後も、業務の一層の効率化を図るとともに、所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底、ノー残業デーの実施等により、時間外勤務の抑制に努めます。

ウ 非常勤特別職の報酬の見直し

勤務形態から年額・月額・日額となっている非常勤特別職（行政委員会・附属機関の委員等）の報酬については、より適正な支給形態を検討するとともに、その額についても見直すものとします。

主な取組事項

- (ア) 常勤特別職職員の給与適正化
- (イ) 一般職職員の給与適正化
- (ウ) 時間外勤務の抑制
- (エ) 非常勤特別職の報酬の見直し

(2) 人材育成の推進等

職員定員を抑制する中において、持続可能な行政運営を進めていくためには、職員一人ひとりの資質を高めていく必要があります。

このため、匠瑛市人材育成計画に基づき、総合的な人材育成を行うものとします。

また、職員の意欲や能力の向上を図り、適正な人事評価による人材育成を進めるため、職種、職責に応じた能力評価と業績評価で構成する人事評価制度を施行します。

主な取組事項

(ア) 匠瑛市人材育成計画に基づく総合的な人材育成等

(イ) 新たな人事評価制度の施行

(ウ) 職員間での行政情報ネットワークシステム（庁内ネットワーク）等による行政情報の共有の推進

第3部 実施計画

I 改革項目一覧表

1 持続可能な財政基盤の強化等

| 整理番号 | 改革項目 | 実施項目 | 担当課 |
|------|----------------------|---|--------------------|
| 1-1 | 財政基盤の強化等 | 匝瑳市財政健全化計画の実施 | 財政課 各課 |
| 1-2 | 歳入確保の取組 市税収入の確保 | 匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の滞納額の削減 | 税務課 |
| 1-3 | 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 介護保険料、保育所保育料、給食費等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保 | 財政課 各課 |
| 1-4 | 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用の促進等 | 秘書課 環境生活課 各課 |
| 1-5 | 歳入確保の取組 税外収入の確保 | ふるさと納税の推進 | 企画課 |
| 1-6 | 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 未利用市有地の売却 | 財政課 |
| 1-7 | 歳入確保の取組 受益者負担の適正化 | 使用料・手数料の見直し | 財政課 各課 |
| 1-8 | 歳入確保の取組 受益者負担の適正化 | 公の施設の使用料減免基準の見直し | 財政課 各課 |
| 1-9 | 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 行政評価システムの構築 | 企画課 |
| 1-10 | 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 行政評価システムによる事務事業の必要性、実施主体等の見直し | 企画課 |
| 1-11 | 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 枠配分方式による予算編成 | 財政課 各課 |
| 1-12 | 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 業務マニュアルの運用・見直し | 総務課 各課 |
| 1-13 | 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 庁用車の効率的な使用による台数の抑制 | 財政課 各課 |
| 1-14 | 歳出削減の取組 経常的経費の削減 | 年間を通じた節電対策 | 財政課 各課 |
| 1-15 | 匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化 | 匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化 | 市民課 |
| 1-16 | 匝瑳市病院事業の経営健全化 | 匝瑳市病院事業の経営健全化 | 市民病院 |
| 1-17 | 匝瑳市公共施設等総合管理計画の実施 | 匝瑳市公共施設等総合管理計画の実施 | 財政課 各課 |

| 整理番号 | 改革項目 | 実施項目 | 担当課 |
|------|-------------------|--|-----|
| 1-18 | 一部事務組合に対する行政改革の要請 | 匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匝水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合等に対する行政改革の推進についての要請 | 総務課 |

2 協働・民間委託等の市の役割の再構築等

| 整理番号 | 改革項目 | 実施項目 | 担当課 |
|------|---------|--------------------------------------|------------------|
| 2-1 | 協働の推進 | 匝瑳市市民協働指針等による協働の推進 | 企画課 各課 |
| 2-2 | 協働の推進 | 協働を推進するための庁内体制の連携強化 | 企画課 総務課 各課 |
| 2-3 | 民間活力の活用 | 民間委託、指定管理者制度等による民間活力の活用の推進 | 企画課 総務課 各課 |
| 2-4 | 民間活力の活用 | 市税等の徴収部門における電話催告の民間委託の実施 | 税務課 |
| 2-5 | 情報提供の推進 | 広報紙、ホームページ等による行政情報の提供 | 秘書課 各課 |
| 2-6 | 情報提供の推進 | 広報紙、ホームページによる審議会等の審議結果の公表 | 総務課 各課 |
| 2-7 | 情報提供の推進 | 広報紙、ホームページ等による市の財政状況のわかりやすい形での積極的な公表 | 財政課 |

3 組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等

| 整理番号 | 改革項目 | 実施項目 | 担当課 |
|------|----------------|---|-----|
| 3-1 | 組織機構の見直し | 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し | 総務課 |
| 3-2 | 組織機構の見直し | 既存の附属機関等の活用 | 総務課 |
| 3-3 | 定員管理 | 第3次匝瑳市定員適正化計画の策定・実施 | 総務課 |
| 3-4 | 臨時職員等・任期付職員の活用 | 臨時職員等・任期付職員の活用 | 総務課 |
| 3-5 | 給与の適正化等 | 常勤特別職職員の給与適正化 | 総務課 |
| 3-6 | 給与の適正化等 | 一般職職員の給与適正化 | 総務課 |
| 3-7 | 給与の適正化等 | 時間外勤務の抑制（選挙、災害等の特殊事情による時間外勤務を除く。医師を除く。） | 総務課 |
| 3-8 | 給与の適正化等 | 非常勤特別職の報酬の見直し | 総務課 |
| 3-9 | 人材育成の推進等 | 匝瑳市人材育成計画に基づく総合的な人材育成等 | 総務課 |
| 3-10 | 人材育成の推進等 | 新たな人事評価制度の施行 | 総務課 |
| 3-11 | 人材育成の推進等 | 職員間での行政情報ネットワークシステム（庁内ネットワーク）等による行政情報の共有の推進 | 企画課 |

II 詳細

1 持続可能な財政基盤の強化等

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----------|
| 1-1 財政基盤の強化等 | 実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 匝瑳市財政健全化計画の実施 | | | | | |
| 取組概要等 匝瑳市財政健全化計画に基づき、匝瑳市一般会計の財政健全化を図る。 財政健全化計画の項目 (1) 歳入確保の取組 ・・・(ア) 市税収入の確保、(イ) 税外収入の確保、(ウ) 受益者負担の適正化 (2) 歳出削減の取組 ・・・(ア) 事務事業の見直し、(イ) 経常的経費の削減、(ウ) 投資的経費の抑制 等 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 1-2 歳入確保の取組 市税収入の確保 | 実施 | | | | 税務課 |
| | | | | | |
| 実施項目 匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の滞納額の削減 | | | | | |
| 取組概要等 匝瑳市市税等徴収計画に基づき、市税及び国民健康保険税の滞納額の削減を図る。 (参考) 市税及び国民健康保険税の合計滞納額(平成26年度決算) 1,190百万円 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|------|----|----|----|-----------|
| 1-3 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 連携強化 | | | | 財政課 各課 |
| | 収入確保 | | | | |
| 実施項目 介護保険料、保育所保育料、給食費等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保 | | | | | |
| 取組概要等 各課の連携強化等により税以外の債権回収の効率化及び未収金の収入確保を図る。 (参考) 未収金額 (平成26年度決算) 介護保険料 26百万円、保育所保育料 20百万円、給食費 20百万円 等 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|--------------------|
| 1-4 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 実施 | | | | 秘書課 環境生活課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用の促進等 | | | | | |
| 取組概要等 広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用・広告付物品の寄附等の促進を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 1-5 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 推進 | | | | 企画課 |
| | | | | | |
| 実施項目 ふるさと納税の推進 | | | | | |
| 取組概要等 ふるさと納税を推進し、本市への寄附額の増加を図る。 (参考) 寄附額 78万円 (平成26年度決算) | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---------------------------|------|----|----|----|-----|
| 1-6 歳入確保の取組 税外収入の確保 | 随時実施 | | | | 財政課 |
| | | | | | |
| 実施項目 未利用市有地の売却 | | | | | |
| 取組概要等 処分の可能な市有地の売却を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|------|----|----|----|-----------|
| 1-7 歳入確保の取組 受益者負担の適正化 | 随時実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 使用料・手数料の見直し | | | | | |
| 取組概要等 受益者負担の原則から、公の施設の使用料や、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）等の法令改正等に合わせた手数料の見直しを図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----------|
| 1-8 歳入確保の取組 受益者負担の適正化 | 検討 | 実施 | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 公の施設の使用料減免基準の見直し | | | | | |
| 取組概要等 受益者負担の原則から、各公の施設で異なる使用料の減免基準の見直しを図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|---------|----|----|----|-----|
| 1-9 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 検討 → | 実施 | | | 企画課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 行政評価システムの構築 | | | | | |
| 取組概要等 計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルによる事務事業の見直しを行うため、行政評価システムの構築を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 1-10 歳出削減の取組 事務事業の見直し | | 実施 | | | 企画課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 行政評価システムによる事務事業の必要性、実施主体等の見直し | | | | | |
| 取組概要等 良好な公共サービスを提供するため、行政評価システムにより、事務事業の必要性、実施主体等の評価を行い、実施主体等の見直しを図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--------------------------------------|----|----|----|----|-----------|
| 1-11 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 枠配分方式による予算編成 | | | | | |
| 取組概要等 経常的経費を中心とした枠配分方式による予算編成を行う。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|------------|----|----|----|-----------|
| 1-12 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 運用・ 見直し | | | | 総務課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 業務マニュアルの運用・見直し | | | | | |
| 取組概要等 業務の均質化・効率化及び課内で事務処理に係る情報共有を図るため、平成27年度に整備した業務マニュアルの運用・定期的な見直しを図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----------|
| 1-13 歳出削減の取組 事務事業の見直し | 実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 庁用車の効率的な使用による台数の抑制 | | | | | |
| 取組概要等 庁用車の効率的な使用により台数の抑制を図る。 (参考) 庁用車台数の内訳（平成26年度末） 共用車 17台 各課配属車 69台（市民病院及びぬくもりの郷を除く。） | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----------|
| 1-14 歳出削減の取組 経常的経費の削減 | 実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 年間を通じた節電対策 | | | | | |
| 取組概要等 PPS（特定規模電気事業者）からの電力供給等により、本庁・支所・公の施設等の電気料金の削減を図る。 平成26年度（実績） 138百万円 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 1-15 匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化 | 実施 | | | | 市民課 |
| | | | | | |
| 実施項目 匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化 | | | | | |
| 取組概要等 匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画に基づき、国民健康保険特別会計の財政健全化を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|------|
| 1-16 匝瑳市病院事業の経営健全化 | 実施 | | | | 市民病院 |
| | | | | | |
| 実施項目 匝瑳市病院事業の経営健全化 | | | | | |
| 取組概要等 国保匝瑳市民病院経営健全化計画等に基づき、匝瑳市病院事業の経営健全化を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----------|
| 1-17 匝瑳市公共施設等総合管理計画の実施 | 実施 | | | | 財政課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 匝瑳市公共施設等総合管理計画の実施 | | | | | |
| 取組概要等 匝瑳市公共施設等総合管理計画に基づく、長期的な視点に立った公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、投資的経費の抑制を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----|
| 1-18 一部事務組合に対する行政改革の 要請 | 要請 | | | | 総務課 |
| <p>実施項目 匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匠水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合等に対する行政改革の 推進についての要請</p> <p>取組概要等 匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匠水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合等に対して行政改革の 推進を要請することにより負担金の抑制を図る。</p> | | | | | |

2 協働・民間委託等の市の役割の再構築等

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|-----------------------------------|----|----|----|----|-----------|
| 2-1 協働の推進 | 推進 | | | | 企画課 各課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 匠瑳市市民協働指針等による協働の推進 | | | | | |
| 取組概要等 匠瑳市市民協働指針等に基づき、協働の推進を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|----------------------------------|----|----|----|----|------------------|
| 2-2 協働の推進 | 実施 | | | | 企画課 総務課 各課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 協働を推進するための庁内体制の連携強化 | | | | | |
| 取組概要等 協働を推進するための庁内体制の連携強化を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|------------------|
| 2-3 民間活力の活用 | 実施 | | | | 企画課 総務課 各課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 民間委託、指定管理者制度等による民間活力の活用の推進 | | | | | |
| 取組概要等 事務事業の経費削減・サービス水準向上の観点から、サービス水準・公共性を確保した上で、当該事務事業において最も効果的な民間委託、指定管理者制度等の方法により民間活力の活用の推進を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 2-4 民間活力の活用 | 検討 | | | | 税務課 |
| | | | 実施 | | |
| 実施項目 市税等の徴収部門における電話催告の民間委託の実施 | | | | | |
| 取組概要等 市税等の徴収部門における経費削減や市税等の収入を確保するため、電話催告の民間委託の実施を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----------|
| 2-5 情報提供の推進 | 実施 | | | | 秘書課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 広報紙、ホームページ等による行政情報の提供 | | | | | |
| 取組概要等 広報紙、ホームページ等による行政情報の提供を行い、市政の説明責任の向上、市民等の協働や市政への参画の推進を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----------|
| 2-6 情報提供の推進 | 実施 | | | | 総務課 各課 |
| | | | | | |
| 実施項目 広報紙、ホームページによる審議会等の審議結果の公表 | | | | | |
| 取組概要等 広報紙、ホームページによる審議会等の審議結果の公表を行い、意思形成過程における説明責任の向上等を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----|
| 2-7 情報提供の推進 | 実施 | | | | 財政課 |
| <p>実施項目 広報紙、ホームページ等による市の財政状況のわかりやすい形での積極的な公表</p> | | | | | |
| <p>取組概要等 市の財政状況を広報紙、ホームページ等により、わかりやすい形で積極的な公表を行い、財政状況に係る説明責任の向上等を図る。</p> | | | | | |

3 組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----|
| 3-1 組織機構の見直し | 実施 | | | | 総務課 |
| 内容 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し | | | | | |
| 取組概要等 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直しを行い、行政資源（財源・職員・財産等）の効率的な配分を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|------|----|----|----|-----|
| 3-2 組織機構の見直し | 随時実施 | | | | 総務課 |
| 内容 既存の附属機関等の活用 | | | | | |
| 取組概要等 附属機関等の新設等の際には、附属機関等の肥大化を招かないよう、法制度上、既存の附属機関等との兼務等が可能なものについては、兼務等を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----------|----|----|----|-----|
| 3-3 定員管理 | 策定 実施 | | | | 総務課 |
| 実施項目 第3次匝瑳市定員適正化計画の策定・実施 | | | | | |
| 取組概要等 少子高齢化社会の進展、地方分権の推進等による行政需要の変化や事務事業の見直し、民間委託等に合わせた、定員の適正化（病院事業会計に属する職員を除く。）を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 3-4 臨時職員等・任期付職員の活用 | 実施 | | | | 総務課 |
| → | | | | | |
| 実施項目 臨時職員等・任期付職員の活用 | | | | | |
| 取組概要等 業務内容等に応じた臨時職員・嘱託職員及び任期付職員の活用により、職員数の抑制等を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|------|----|----|----|-----|
| 3-5 給与の適正化等 | 随時実施 | | | | 総務課 |
| → | | | | | |
| 実施項目 常勤特別職職員の給与適正化 | | | | | |
| 取組概要等 市長・副市長・教育長の給与について、これまでの成果等を勘案し、必要に応じて減額措置等の実施を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 3-6 給与の適正化等 | 実施 | | | | 総務課 |
| → | | | | | |
| 実施項目 一般職職員の給与適正化 | | | | | |
| 取組概要等 一般職職員の給与について国家公務員の給与との均衡等を考慮し、適正化を図る。 また、管理職手当について必要に応じて減額措置等の実施を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----|
| 3-7 給与の適正化等 | 実施 | | | | 総務課 |
| | | | | | |
| 実施項目 時間外勤務の抑制（選挙、災害等の特殊事情による時間外勤務を除く。医師を除く。） | | | | | |
| 取組概要等 所属長による事前命令の徹底等により時間外勤務の抑制を図り、人件費の抑制、職員の健康保持及び公務能率の確保を図る。 (参考) 平成26年度時間外勤務手当（選挙、災害等を除く。医師を除く。） 時間数 22千時間 支給額 37百万円 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 3-8 給与の適正化等 | 検討 | | | | 総務課 |
| | | 実施 | | | |
| 実施項目 非常勤特別職の報酬の見直し | | | | | |
| 取組概要等 行政委員会・附属機関の委員等である非常勤特別職の報酬の支給額等の見直しにより、経費削減を図る。 (参考) 平成26年度支給額 報酬 133百万円 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 3-9 人材育成の推進等 | 実施 | | | | 総務課 |
| | | | | | |
| 実施項目 匠瑳市人材育成計画に基づく総合的な人材育成等 | | | | | |
| 取組概要等 匠瑳市人材育成計画に基づく総合的な人材育成を行い、職員の資質の向上を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|---|----|----|----|----|-----|
| 3-10 人材育成の推進等 | 施行 | | | | 総務課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 新たな人事評価制度の施行 | | | | | |
| 取組概要等 職種、職責に応じた能力評価や業績評価で構成する新たな人事評価制度を施行し、職員の意欲や能力の向上を図る。 | | | | | |

| 整理番号・改革項目 | 28 | 29 | 30 | 31 | 担当課 |
|--|----|----|----|----|-----|
| 3-11 人材育成の推進等 | 実施 | | | | 企画課 |
| | | | | → | |
| 実施項目 職員間での行政情報ネットワークシステム（庁内ネットワーク）等による行政情報の共有の推進 | | | | | |
| 取組概要等 行政情報ネットワークシステム（庁内ネットワーク）による電子掲示板、ファイル共有等により職員間で共有すべき行政情報の共有を図る。 | | | | | |